

社会福祉法人 大山崎町社会福祉協議会 役員等報酬費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大山崎町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款 24 条の規程に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 会長及び監事には、別表1に定める額の報酬を支給する。

(費用弁償及び旅費の支給)

第4条 役員等が別表2の法人業務を行う場合に別表3のとおり費用を弁償する。
2 前項に掲げる業務以外に役員等が出席する業務については、本会旅費規程に基づき算定した額を旅費として支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 会長及び監事に対する報酬等の支給時期は、毎月 10 日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、その前日に繰り上げて支払う。
2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があつたときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. この規程の制定に伴い、「役員等報酬及び費用弁償に関する規程」について、平成29年3月31日をもって廃止する。

別表1 会長及び監事の報酬

区分	報酬額
会長	月額 50,000 円
監事	月額 5,000 円

別表2 費用弁償を行う業務

業務内容
三役会
理事会
評議員会
本会を代表して役員として従事する業務で会長が別に認めるもの

別表3 費用弁償の額

区分	費用弁償額
旅費	本会旅費規程に基づき算定した額
諸費	1日につき 3,000 円